

至誠館大学における講義等の業務委託に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、至誠館大学（以下「大学」という。）における講義又は授業を大学の職員以外の者に業務委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の定めるところによる。

(1) 講義等 大学における講義、演習、実験、実技及び授業をいう。

(講義等の業務委託)

第3条 学長は、必要に応じて、講義等を大学の職員以外の者に業務委託することができるものとする。

(選考)

第4条 前項の規定により、講義等を業務委託する大学の職員以外の者（以下「講義等受託教員」という。）の選考は、教授会の意見を聴いて学長が行うものとする。

(業務委託契約)

第5条 講義等受託教員により講義等を行う場合は、業務委託契約を締結するものとする。

2 前項に規定する業務委託契約の期間は、事業年度を超えない範囲内で、当該講義等受託教員ごとに定めるものとする。

(業務委託契約年齢)

第6条 講義等受託教員の業務委託契約時の年齢は、65歳未満とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(称号の付与)

第7条 講義等受託教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

施行 平成28年4月1日

改正 平成31年4月1日（第1回改正）